

鉱区税

2 県税のあらまし

この税金は、県内の鉱区で鉱物を採掘する権利（鉱業権）を持っている方にかかる税金です。



納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者



納める額

1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区

- (1) 試掘鉱区 面積 100 アールごとに年額 200 円
- (2) 採掘鉱区 面積 100 アールごとに年額 400 円

2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区

- (1) (2) 以外の鉱区 面積 100 アールごとに年額 200 円
- (2) 河床に存する鉱区 河床の延長 1,000 m ごとに年額 600 円

3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区… 1 の税率の 2 / 3

※ 年の途中で鉱業権の設定、消滅があった場合には、月割計算によります。



納 税

県税事務所から送付される納税通知書により 5 月 21 日から 5 月 31 日（年の途中で鉱業権の設定を行った場合は、随時になります。）までに納めます。